

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について（R6 一次補正①（危険なバス停対策事業））

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の左欄の内容を加える。なお、（参考）欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する追加附則に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、（参考）欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を追加附則欄に掲げるもののように改め、追加附則欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

追加附則	（参考） 令和5年度補正事業における記載
<p>附 則（令和6年3月21日 国総地第142号、国鉄事第804号、国自旅第363号、国自技環第208号、国海内第179号、国空事第1135号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附 則（令和7年1月21日 国総地第159号、国自旅第259号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和6年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 危険なバス停対策事業 （1）交付決定の変更の軽微な変更 交付要綱附則（令和7年1月21日）第9条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。 ・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合</p>	<p>附 則（令和6年3月21日 国総地第139号、国自旅第357号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>2. 危険なバス停対策事業 （1）交付決定の変更の軽微な変更 交付要綱附則（令和6年3月21日）第9条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。 ・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合</p>

・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施のための安全対策費用に要する経費の各費目・経費内における流用をしようとするとき。

・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施のための安全対策費用に要する経費の各費目・経費内における流用をしようとするとき。